

新潟県立がんセンター新潟病院 治験審査委員会業務手順書 変更一覧

変更箇所	変更前 2024年4月1日改訂	変更後 2026年4月1日改訂	変更理由
第1章 第6条	3 治験審査委員会の開催に当たっては、予め治験審査委員会事務局から原則として2週間前に文書で委員長及び各委員に通知するものとする。	3 治験審査委員会の開催に当たっては、予め治験審査委員会事務局から原則として10日前に委員長及び各委員に通知するものとする。	記載修正